

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
漁船損害等補償法による同意成立 (海洋漁政課)	1
漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
生活保護法による介護機関の指定 (国保福祉指導課)	1
大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営流通課)	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (2件) (建築課)	2
建築基準法による道路の位置の指定 (")	2
公 告	
特定非営利活動法人の設立認証の申請 (生活・社会づくり課)	2
土地改良事業の計画変更の適否決定 (須崎市安和土地改良区) (耕地課)	3
県営土地改良事業に係る換地計画の定め (4件) (")	3
高知県選挙管理委員会告示	
政治団体設立の届出	3
政治団体異動の届出	4
政治団体解散の届出	5
資金管理団体異動の届出	5
監査公表	
高知県職員措置請求についての監査の執行結果	5
----- 告 示 -----	
高知県告示第33号	
漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。 平成15年1月30日(揭示済)	
高知県知事 橋本 大二郎	
奈半利町加入区	
高知県告示第34号	
漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項	

の規定により平成11年1月高知県告示第50号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成15年1月29日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
平成15年1月30日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

奈半利町加入区
高知県告示第35号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
平成15年1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成15年1月1日	医療法人十全会 土佐郡土佐町田井1372	早明浦病院訪問看護 土佐郡土佐町田井1372 訪問看護

高知県告示第36号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。
平成15年1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦
 - (2) 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ室戸店
室戸市室津字八サマ口2230番1ほか
 - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社マルナカ	代表取締役	香川県高松市円座町

	中山 芳彦	1001番地
--	-------	--------

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成15年8月28日
 - (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,187平方メートル
 - (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
283台
 - イ 駐輪場の収容台数
140台
 - ウ 荷さばき施設の面積
114.4平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
52.5立方メートル
 - (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前零時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時40分から午前零時まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
 - 2 届出年月日
平成14年12月27日
 - 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営流通課
室戸市商工観光課
 - 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容
- 高知県告示第37号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成15年1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

1 吾川郡伊野町西の谷(東)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡伊野町勝賀瀬字木ノ下	285 - 1
2	" " " 字西ノ谷	3270
3	" " " "	3273
4	" " " 字木ノ下	3335 - イ
5	" " " "	3336 - 4
6	" " " "	3339
7	" " " "	319 - 2

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を国道194号に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、昭和51年8月建設省告示第1223号で指定した西ノ川砂防指定地を除く。

2 土佐市浅井(北)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐市浅井字本谷	2355 - 八
2	" " "	2355 - 5
3	" " 字中橋	1605
4	" " "	2347 - 4
5	" " 字引地	1579 - 1
6	" " 字中橋	1594 - イ - 1
7	" " "	1601 - 1

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線、標柱5と6を水路沿いに結んだ線、標柱6と7を直線で結んだ線及び標柱7と1を市道浅井東線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

3 須崎市国見(下)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	須崎市吾井郷字奥ガ市	乙143
2	" " "	乙139 - 口
3	" " "	乙124
4	" 桑田山字大谷	乙2574 - 2
5	" 吾井郷字北ガ平	乙45 - 口
6	" " 字則信	乙68

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を市道岡ノ森坂本線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第38号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路法(昭和27年法律第180号)による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成15年1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市高岡町 字西鶴若甲69 番	土佐市高岡町 字砂畑甲694 番1	32.00	690.00

高知県告示第39号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路法(昭和27年法律第180号)による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

して次のとおり指定する。

平成15年1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美郡野市町 西野字カノ丸 2057番1	香美郡野市町 西野字カノ丸 2121番1	10.75	220.00

高知県告示第40号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成15年1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市波介 字五反ヶ内	1206番6 (ただし、 次の図に示 す部分に限 る。)	6.00	41.63	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築課に 備え置いて 縦覧に 供する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成15年1月16日から2月間高知県文化環境部生活・社会づくり課において縦覧に供する。

平成15年1月21日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあつ	申請に係る特定非営利活動法人		
		主たる	

た年月日	名 称	代表者の氏名	事務所 の所在 地	定款に記載された 目的
平成15年 1 月16日	特定非 営利活 動法人 LAN (らん)	山戸 恵	幡多郡 大方町 入 野 1984番 地 3	この法人は、すべ ての人が人として 尊重しあい、人権 意識の涵養と啓発 に努めながら、人 権教育の理念に沿 った各種の活動を 展開する組織の形 成とネットワー クづくりを行うと ともに、地域社会 における人権と福祉 のさまざまな活動 を通して、市民・ 住民をエンパワー メントし、幅広い 交流による相互理 解の深化により、 人権と福祉の確立 されたまちづく り、及び人権文化 の創造を軸とした 社会システムの実 現に寄与すること を目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、須崎市安和土地改良区の土地改良事業（安和地区農村総合整備事業（区画整理））の計画変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類
(1) 変更後の土地改良事業計画書の写し
(2) 変更後の定款の写し
- 縦覧期間
平成15年 1月31日から同年 3月 3日まで
- 縦覧場所

須崎市役所

県営土地改良事業葎生地区（梅久保換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地図
- 縦覧期間
平成15年 1月31日から同年 3月 3日まで
- 縦覧場所
香北町役場

県営土地改良事業葎生地区（太郎丸換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地図
- 縦覧期間
平成15年 1月31日から同年 3月 3日まで
- 縦覧場所
香北町役場

県営土地改良事業葎生地区（日浦込換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地図
- 縦覧期間
平成15年 1月31日から同年 3月 3日まで
- 縦覧場所

香北町役場

県営土地改良事業葎生地区（中ノ切換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月31日

高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地図
- 縦覧期間
平成15年 1月31日から同年 3月 3日まで
- 縦覧場所
香北町役場

選挙管理委員会
告 示

高知県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成15年 1月31日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
山本けん せい後援 会	山本 賢誓	水関 豊久	室戸市羽 根 町 甲 2578	平14・12・ 4
西村公己 後援会	篠原 良文	川田 国男	土佐郡土 佐町地藏 寺2377	" " 6
迫哲郎後 援会	谷脇 常盤	板原 正伸	高知市神 田1405	" " "
北岡栄一 後援会	小嶋 更一 郎	東出 輝夫	高岡郡窪 川町興津 1396	" " 11

島岡幹夫 後援会	島岡 幹夫	中村 敏親	高岡郡窪 川町本堂 755 - 1	" 13	"
山崎吉年 後援会	有光 正憲	山崎 博子	室戸市浮 津一番町 1 - 6	" 20	"
山下浩平 後援会	山下 久	徳弘 方男	室戸市室 津1357 - 1	" 25	"

高知県選挙管理委員会告示第 2 号
 政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 7 条第 1 項の規定
 により次のとおり異動の届出があった。
 平成 15 年 1 月 31 日
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
 政党

区分	名 称	代表者氏 名	会計責任 者氏名	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
異動 前	自由民 主党高 知県不 動産支 部	異動なし	中野 貴 文	異動なし	平 14・12・ 24
異動 後			宇田 卓 志		

その他の政治団体

区分	名 称	代表者氏 名	会計責任 者氏名	主たる事 務所の所 在地	届出年月日
異動 前	社団法人高 知県設備 協会西 森潮三 後援会	異動なし	異動なし	異動なし	平 14・12・ 2
	設備協				

異動 後	会西森 潮三後 援会				
異動 前	式地寛 肇後援 会	沢田 清 広	川田 昌 子	土佐郡土 佐町高須 412	" 6
異動 後		池添 博 喜	松山 博 明	土佐郡土 佐町井 1355 - 2	" 6
異動 前	弘瀬則 彦後援 会	山田 隆 三	異動なし	異動なし	" 10
異動 後		広田 重 利			
異動 前	沢山保 太郎後 援会	楠瀬 立 子	異動なし	異動なし	" 13
異動 後		田中 喜 大			
異動 前	林竹松 後援会	梨岡 成 一	異動なし	異動なし	" 16
異動 後		柿本 傳 夫			
異動 前	西森潮 三の会	佐竹 茂 市	異動なし	異動なし	" "
異動 後		福田 善 晴			
異動 前	全国た ばこ耕 作者政 治連盟 高知県 支部	異動なし	吉本 敏 彦	異動なし	" "
異動 後			東 猛		

異動 前	溝淵健 夫後援 会	異動なし	異動なし	南国市大 堀乙1528	" "
異動 後				南国市後 免町一丁 目 8 - 32	
異動 前	西岡仁 司後援 会	門田 盛 一郎	異動なし	長岡郡大 豊町高須 226	" "
異動 後		桑名 芳 雄		長岡郡大 豊町高須 238 - 3	
異動 前	渡辺大 東後援 会	異動なし	異動なし	中村市具 同1767 - 1	" "
異動 後				中村市入 田3695	
異動 前	氏原郭 後援会	鬼頭 正	武市 信 行	異動なし	" "
異動 後		東 保壽	中川 藤 幸		
異動 前	高知県 不動産 政治連 盟	異動なし	中野 貴 文	異動なし	" 24
異動 後			宇田 卓 志		
異動 前	環境監 視協会	異動なし	杉本 宏 志	異動なし	" "
異動 後	全国環 境監視 協議會		下元 誠		

異動前	日本看護連盟 高知県支部	田所 和子	西内 清江	高知市昭和町23-8	〃	〃
異動後		西内 清江	森下 稔恵	高知市神田2068-4	〃	〃
異動前	川沢敏一後援会	土居 正明	異動なし	異動なし	25	〃
異動後		川島 忠夫				
異動前	伊藤たてお後援会	異動なし	異動なし	吾川郡伊野町3642-1	26	〃
異動後				吾川郡伊野町1132-1		
異動前	依光隆夫後援会	町田 守正	異動なし	異動なし	〃	〃
異動後		岡本 章博				

高知県選挙管理委員会告示第3号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。
平成15年1月31日
高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
その他の政治団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
宮崎充泰後援会	土佐清水市上野1280	宮村 今日吉	解散	平14・12・5

島岡幹夫後援会	高岡郡窪川町本堂755	猪野 猛明	〃	〃	13
山崎吉年後援会	室戸市浮津432-1	有光 正憲	〃	〃	20
井上たつお後援会	須崎市土崎町6-23	太田 武彦	〃	〃	26
中野学後援会	土佐清水市三崎浦4-10-1	福田 和哉	〃	〃	〃
瀬川登後援会	安芸郡奈半利町乙1288	竹崎 久士	〃	〃	27

高知県選挙管理委員会告示第4号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。
平成15年1月31日
高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
資金管理団体

区 分	候補者氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	溝淵 健夫	異動なし	溝淵健夫後援会	南国市大埔乙1528	平14・12・19
異動後				南国市後免町一丁目8-32	

監 査 公 表

監査公表第1号
平成15年1月31日

高知県監査委員 土森 正典
同 溝淵 健夫
同 吉原 強
同 高橋 恵子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基

づき、平成14年11月6日 土佐市高岡町丁2089番地2 清藤幸雄ほか3名から提出のあった、高知県職員措置請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。
高知県職員措置請求監査報告書

(請求の受理)

- 1 請求人
土佐市高岡町丁2089番地2 清藤 幸雄
高知市葛島二丁目3番9号 森 武彦
高知市新屋敷一丁目17番18号 田所 辨蒔
土佐市新居273番地の8 田村 満香

2 請求の要旨

- (1) 高知県立紙産業技術センター職員は、水解・水溶シートが数多く特許出願されていることを、故意に一方の共同出願者に明らかにせず、また、共同検索作業など事前調査を十分に行わないまま、パック集魚材の共同開発研究費や特許出願費用を公金支出している。これは不当な公金支出であり、関係職員は県に返還すべきである。
(2) 特許出願中にもかかわらず、リスクを伴う事業を促す県の事業化支援にかかる公金支出は不当行為である。
(3) 高知県顧問弁理士が、職務上、知り得た情報に対し出資を行うことは不当行為である。
(4) 請求人のうち清藤は、平成13年11月7日付けの添付書類で不当であったことを知った。また、森、田所、田村は平成14年10月14日に開催された市民オンプスマン10月定例会議で不当であったことを知った。

3 請求の要件審査

本件請求は、平成14年11月6日に受け付け、同月16日に補正を求め、同月27日に補正がされたものである。(補正に要した12日間については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に規定する監査期間から除外。)
本件請求の要件審査をした結果、法第242条第1項に規定する所要の要件を具備しているものと認め、同年11月6日付けでこれを受理した。
(監査の実施)

1 請求人及び執行機関の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成14年12月9日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
また、執行機関に対して、平成14年12月18日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の要旨及び陳述の内容から、パック集魚材に関連する共同研究開発及び特許出願並びに事業化支援に係る経費で、請求日から前1年以降の支出が不当な支出に当たるか否か及びこのことについての職員の賠償責任の有無を監査対象とした。

なお、請求人は、平成9年度から平成14年度までの公金支出が不当であると主張しているが、請求日から1年以前の支出については、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)により開示請求ができる状況にあったこと、出願した特許が平成11年12月14日に特許庁の公開特許公報に掲載されていることなど、当該行為が秘密裏に行われたものではないことから、請求できる期間を徒過したことに正当な理由が認められないので、監査対象事項外とした。

また、2請求の要旨(3)については、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる財務会計行為に該当しないため、監査対象事項外とした。

3 監査対象機関

産業技術委員会事務局産業技術振興課(以下「産業技術振興課」という。)及び紙産業技術センター(以下「センター」という。)

(監査の結果)

請求人の主張は、認められないと判断する。
以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 共同研究開発から特許の共同出願、事業化支援に至るまでの経緯の概要

ア 平成9年12月24日に(社)発明協会高知県支部事務局長とK氏がセンターに来所し、K氏から「釣り餌を紙で包む」アイデアの相談を受ける。

イ センターとしても紙の新しい用途開発に繋がる可能性があるところから、共同研究を提案。平成9年12月24日付けで共同研究契約を締結し、研究を始めた。

ウ 翌平成10年2月23日には、センター所長とK氏の間でバック集魚材関連の特許に関する共同出願契約締結を行った。

また、平成10年3月27日に共同出願契約書の契約者をセンター所長から知事に変更した。

エ この契約に基づき平成10年4月2日に特許の共同出願を行った。

オ 平成10年6月8日には、特許出願内容について請求項の追加出願を行った。

カ 平成10年6月からは事業化に向けた支援活動を開始。その後、平成12年6月26日に出願特許の事業主体となる(株)F社が設立され、同年9月に商品名「イージーバック」の製造発売を開始する。

キ その後、業績不振から、事業の他社への譲渡を検討していたところ、平成13年3月7日に類似特許がセンター職員の検索により発見された。これを機にF社は、営業を休止することとなった。

(2) 共同研究開発について

ア 共同研究開発の根拠及び目的

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成7年高知県条例第6号。以下「条例」という。)第1条では設置目的として、「紙産業の技術に関する試験研究等を行い、紙産業の振興及び発展を図るため……設置する。」としており、また、第2条では第1条の目的を達成するための業務として、次の業務が掲げられている。

- 1 紙産業の技術に関する相談及び指導
- 2 紙産業の技術に関する調査並びに情報の収集及び提供
- 3 紙産業の技術に関する試験及び研究
- 4 紙産業に関する技術者の養成
- 5 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

民間との共同研究開発も、これらの規定に基づき、業務の一環として行われており、その意義について、産業技術振興課は、「紙産業の技術に関する試験及び研究手段の一つであり、メリットとしては、双方が持っている研究能力を相互補完することにより高度な研究課題への対応ができること、研究期間の短縮、研究の有効利用など効果的、効率的な研究開発が展開できること、また、企業等の技術ニーズがはっきりしているため、研究成果の技術移転が期待できることなどがある。」と説明している。

イ 共同研究開発を決定する手続き

現在は、高知県産業技術委員会に属する試験研究機関に係る共同研究要綱(平成11年4月26日施行)及び高知県研究等評価実施要綱(平成12年10月30日施行)に基づき、次の手続きを経て共同研究開発の実施が決定されている。

順番	項 目
1	共同研究を実施しようとする者が知事に共同研究申請書を提出
2	実施主体(共同研究開発を行う試験研究機関)で試験研究課題評価シートの作成
3	各試験研究機関長の内部評価
4	産業技術委員会事務局内部評価 (1) 試験研究機関が試験研究課題評価シートを産業技術委員会事務局に提出 (2) 産業技術委員会事務局担当ヒアリング (3) 局内検討・各機関長との調整ヒアリング

	(4) 産業政策部局との調整 (5) 試験研究課題評価シートの再提出
5	産業技術委員会内部評価結果を報告
6	事前評価委員会による外部評価実施
7	産業技術委員会外部評価結果を報告 産業技術委員会新規研究課題の決定
8	予算要求
9	予算計上
10	共同研究契約の締結

このことに関して、産業技術振興課は、「本件の共同研究開発の意思決定を行った平成9年度当時は統一的な要綱はなく、各試験研究機関がそれぞれの主管課で定めた方法により対応していたが、平成10年度に産業技術委員会が発足してから順次統一的な要綱等ができあがり、現在ではこの手続きを経ることとなっている。」と説明している。

また、共同研究契約の権限については、高知県事務処理規則(平成8年高知県規則第31号。以下「規則」という。)第4条(本庁における共通決裁事項)に規定する別表1の中で「2文書に関する事務」の(16)に「(15)(収支を伴わない契約に関すること。）」のうち簡易又は定例的なものは決裁権者が課室長と定められている。

産業技術振興課は、「簡易又は定例的なものとしての判断の根拠としては、共同研究を行う研究課題が企画立案段階から内部評価及び外部評価を受け、目的、内容等が審議されて予算措置されており、突発的な研究課題を除いて予算編成時点から共同研究が前提となっており、予算執行の段階で共同研究契約を締結するか否かの政策的な判断は求められないことから『簡易又は定例的』と解しているが、なお、産業技術委員会事務局長まで決裁を行い、知事名で契約を締結している。」と説明している。

ウ 本件の共同研究開発の意思決定及び事務手続き
共同研究開発を財務会計行為として正式に決定する処理は、共同研究契約の締結を何う回議書で行われている。
この共同研究契約の起案文書は、平成9年12月24日付けでセンター職員が起案し、同所長が決裁(回議書に決裁日の記載が欠落している。)、起案日と同日付けでセンター所長と共同研究の相手方K氏との契約書が交わされている。
なお、契約期間は、契約書第13条第1項で「契約締結の

日から平成11年3月31日までとする。」と規定されている。

所長権限で決裁していることについて、産業技術振興課は、「規則第5条（出先機関における共通決裁事項）の別表2の『26 1 から25までに掲げるもののほか、所掌に属する簡易又は定例的な事務に関すること。』に基づいており、また、当該委任規定の適用の根拠としては、今回の共同研究が予算化された研究課題ではなく、通常、所長権限で対応している技術相談の延長上の研究であり、研究予算も既存の予算枠の中で研究出来る範囲（平成9年度約116千円）であったことによる。」と説明している。

また、決裁書類には、契約を締結する理由、経過の記載、記録の添付がされていないが、意思決定までの過程について、産業技術振興課は、「平成9年12月24日にK氏及び（社）発明協会高知県支部事務局長が、センターに來所、K氏から『集魚材をバックして、衛生的で簡便で軽くて持ち運びが便利で悪臭が少ないバックの集魚材』という『釣り餌を紙で包む』アイデアの相談を受けた。センターとしては、『釣り餌』と『丁度の深さで破れる紙』の組み合わせという新しい発想で、紙の用途開発にもなることから共同研究の提案を行い、K氏とセンター所長との間で『バック集魚材の開発研究』に関する共同研究契約書を締結して各々の役割分担に基づき、研究を開始した。」と説明している。

(3) 共同特許出願等について

ア 共同特許出願の目的及び効果

産業技術振興課は、「試験研究機関の研究成果が特許の可能性があって、技術が県内企業の事業の拡大や新事業に寄与する可能性が見込まれる場合に出願し、民間企業や個人と共同特許出願を行うこととなる場合については、研究成果について双方が権利を有しているため、共同出願になる。また、効果は、排他的独占的な生産が法的に保護されるので、市場における特許製品の競争力が強化される。」と説明している。

イ 本件の共同特許出願の意思決定及び事務手続き

産業技術振興課及びセンターの関係資料等により、次のとおり確認した。

(ア) 共同特許出願までの経過

日 付	内 容
平 10. 2	・高知県顧問弁理士(以下「弁理士」という。)にK氏の検索資料及びセンターで研究開発した水解紙等の資料を提出し、県担当職員及びK氏が特許相談を行う。(平10.2) ・センター所長とK氏との間で共同出願契約

を締結する。(平10.2.23)
(起案日:平10.2.23、決裁日:記載欠落、センター職員が起案し、センター所長が決裁)

平 10. 3	・バック集魚材の製造法が、県総務部に設置されている「職務発明審査会」で「職務発明と認定し、県が特許を受ける権利を継承することを決定」する。(平10.3.17) ・高知県職員の職務発明等に関する規則(平成9年高知県規則第90号)第6条の規定によりセンター職員5名が高知県に権利譲渡書を提出する。(平10.3.25) ・共同出願契約書の契約者をセンター所長から知事に変更し、特許出願に関する手続きを弁理士に委任する。 (起案日:平10.3.25、決裁日:平10.3.27 センターの当時の主管課である工業振興課職員が起案し工業振興課長が決裁) ・特許出願費用の1/2に相当する207,900円を支出する。(平10.4.1支出負担行為決議、平10.5.7支出)
---------	--

平 10. 4	・弁理士が特許庁に共同特許出願を行う。 (平10.4.2)
---------	----------------------------------

平 10. 6	・弁理士及び県並びにK氏との間で協議を行い、平10.4.2に共同特許出願を行った特許出願内容の請求項の追加出願を行なうこととする。この出願手続きを弁理士に委任する。 (起案日:平10.6.5、決裁日:平10.6.5 産業技術振興課職員が起案し、産業技術振興課長が決裁) ・弁理士が特許庁に特許出願内容の請求項の追加出願を行う。(平10.6.8) ・追加出願費用の126,000円はK氏が全額負担する。
---------	--

共同出願契約の締結経緯について、産業技術振興課は、「共同研究者であるK氏が検索した既存特許の資料と、センターで研究開発した水解紙などの資料を弁理士に提出し、K氏も交え特許相談を行い、特許相談における打ち合わせなどを通じて特許の可能性があると判断し、K氏と共同出願契約を締結した。」と説明している。
また、共同出願契約を知事名で再度契約したことについて

て、産業技術振興課は、「センター所長には、共同出願契約の締結の権限がないことが判明したため、同年3月27日付けで知事との契約に変更した。」と説明している。
(イ) 出願特許の放棄までの経過

日 付	内 容
平 11.12	・特許庁が「公開特許公報」で特許出願内容を公開する。(平11.12.14)
平 12. 2	・出願審査請求に関する手続きを弁理士に委任。出願審査請求を行う。(平12.2.4) (起案日:平12.1.31、決裁日:平12.2.1 産業技術振興課職員が起案し、産業技術振興課長が決裁) ・出願審査費用の1/2に相当する62,862円を支出する。(平12.2.1支出負担行為決議、平12.2.23支出)
平 13. 3	・センター職員が類似の特許を発見する。 (平13.3.7)
平 14. 1	・特許庁から弁理士に拒絶理由通知書が送付される。(平14.1.29)
平 14. 3	・共同出願人と協議を行い、出願特許の放棄を決定し、弁理士に出願特許の放棄通知書を送付する。(平14.3.18) (起案日:平14.3.18、決裁日:平14.3.18 産業技術振興課職員が起案し、産業技術振興課長が決裁)

(4) 既存特許の検索及び既存の水解・水溶性紙の存在等について

ア 本件に関する既存特許の検索については、平成13年4月4日付けでセンターが作成した資料「バック集魚材特許検索、出願準備の経緯」によると、平成10年4月2日の共同特許出願を行なった段階までは、K氏が既存特許の検索を実施したことが記録されている。

また、県として既存特許の検索を行ったのは、特許庁が出願特許の公開を行った平成11年12月頃からであり、平成13年3月7日に類似の特許を発見するまでの間にセンターのパソコンを通じ、特許庁の特許電子図書館を利用した検索や産業振興センターのパトリスを利用した検索を7回実施したことが記録されている。

イ 類似製品などの確認・調査や既存特許の検索に関しての県の基本的な対応について、産業技術振興課は、「共同研究は、大学や企業などと役割分担を行い実施するので、研究目的を特定の製品に限定した場合は、類似製品の情報収集は、一般的に試験研究機関より企業の方が情報量が多いため、企業側主体で行うことが多い。」と説明している。

また、県が既存特許の検索を行う時期については、「特許の可能性についての判断は、当該技術に新規性とか進歩性が必要なことから、開発技術と既存技術との相違の区別が判断できる程度の研究開発の進展が必要となり、既存特許の検索時期は、既存特許との相違（の区別）が判断できる時期を中心に行われている。また、既存特許の検索には、開発技術と既存技術との相違が判断できる能力が求められるため、一般的には、研究担当者が、（社）発明協会高知県支部が実施している先行調査事業の活用や知的所有権センター、弁理士の指導を受けながら、試験研究機関のパソコンで特許庁の特許電子図書館を利用した検索を行っている。」と説明している。

ウ 共同出願人に対する、既存特許の検索及び既存の水解・水溶性紙の存在等についての説明などの対応に関して、産業技術振興課は、「共同特許出願の時点で、県として、既存特許の検索を行っていないこと、また、M社の水解・水溶性紙の存在を共同出願人であるK氏に話をしていなかったことは事実である。県として既存特許の検索を行っていなかった理由は、特許相談や特許申請手続きの中で、既存特許の検索についての議論がなかったためであり、また、M社の水解・水溶性紙のことを共同出願人に話をしていない理由については、その時点で、センター職員はM社の水解・水溶性紙の存在を知らなかったためである。」と説明している。

(5) 事業化支援について

ア 事業化支援の目的及び効果について

産業技術振興課は、「一般的な意味での事業化支援を行う目的は、県経済活性化のための、県内企業の事業拡大及び新産業の創出であり、支援の内容としては、新技術の開発及び事業化資金、事業計画に関するノウハウ等金融経営面での支援、販路開拓等流通面での支援等多岐に渡っている。この中で県の試験研究機関の中心的な役割は、事業の拡大や新産業の創出に繋がる技術開発、開発技術の普及、技術相談、依頼試験などであり、試験研究機関そのものが事業化支援施策の一つである。」と説明している。

イ F社への事業化支援について

本件に関する事業化支援については、平成13年4月4日付けでセンターが作成した資料「イージーパック実用化に向けての経緯」によると、平成10年6月9日から平成13年2月21日までの間に、国内大手企業への訪問、国内展示会

での商品のPR、10回開催された開発会議へ県職員が参加したことなどが記録されている。

この他に、産業技術振興課は、「事業化に必要な技術開発や、補助金制度の説明等の支援を行った。」と説明している。

ウ 特許出願中の事業化支援について

産業技術振興課は、「特許に関連する技術の事業化は、特許登録の前と後の双方とも事例があり、事業化する時期はケースバイケースで事業者が主体的に判断するものと考えている。今回のF社による特許登録前の事業化は、関係者による10回の開発会議の過程の中で新会社の設立や事業計画が決定されたものと認識しており、これに基づき県として事業化支援を行った。」と説明している。

(6) 本件に関する公金支出について

本件に関して、請求日から前1年以降の支出は、旅費7件18,983円、補償補填及び賠償金1件63,000円であり、産業技術振興課及びセンターの関係資料等により下記のとおり確認した。

ア 旅費 7件 18,983円の内容

支 出 年月日	旅 行 年 月 日	支出金額	備 考
H 13.11.30	H 13.11.20	2,135円	集魚材関係の打合せ (3名出張)
H 14. 2 . 5	H 14. 1 .16 H 14. 1 .24 H 14. 1 .28	4,002円	特許問題打合せ (1.16 2名出張) (1.24 2名出張) (1.28 2名出張)
H 14. 2 .15	H 14. 1 .29	725円	特許問題打合せ (1名出張)
H 14. 2 .15	H 14. 1 .30 ~ 1.31	9,600円	特許問題打合せ (2名出張)
H 14. 4 . 5	H 14. 2 . 5	1,276円	特許問題打合せ (2名出張)
H 14.11. 8	H 14.10. 7	725円	公文書開示請求打合せ (1名出張)
H 14.11.22	H 14.10.25	520円	公文書開示請求打合せ (1名出張)

合 計	18,983円	
-----	---------	--

この旅費は、センターが支出したものであり、内容は、本件事案に関連した打ち合わせなどを行うためにセンター職員延べ16名が県庁へ出張した旅費である。

この支出負担行為決議書兼支出命令書は、すべてセンターの職員が起案を行い、センター所長が決裁をしている。

イ 補償補填及び賠償金 1件 63,000円の内容

日 付	内 容
H 13.10.22	支出負担行為（支出負担行為額63,000円）
H 13.11. 1	支出命令
H 13.11. 9	書留配達証明郵便により送金通知書 (支払日付11月12日)を発送
H 13.11.16	K氏が受け取りを拒絶
H 14. 1 .31	戻入決議書作成
H 14. 2 . 1	戻入
H 14. 2 . 6	支出負担行為決議書兼支出命令書作成
H 14. 2 .12	支払（高知地方法務局へ供託）
H 14. 2 .12	前渡資金精算書作成、同日精算

この経費は、産業技術振興課が支出負担行為決議を行い支出したものであり、当該支出にかかる起案は、すべて産業技術振興課の担当職員が行い、産業技術振興課長が決裁をしている。

支出内容について産業技術振興課は、「K氏と共同出願契約に基づき平成10年4月2日に共同特許出願を行い、その際の費用は、同契約に基づき折半で経費を支払ったが、特許請求項の追加を行う必要が生じ、県に予算がなかったため、追加特許出願費用についてK氏が全額126,000円を支払うこととなり、同年6月8日付け追加出願を行った。

ところが、平成13年9月12日付けでK氏から追加特許出願費用を含む損害賠償請求があったため、県は当初の共同特許出願契約第5条の規定に基づき追加特許出願費用の2分の1に相当する額を負担することとして、平成13年11月

9日に、63,000円の送金通知書をK氏に発送したところ、受領拒否された。

このため、県はこの追加特許出願費用の2分の1相当額については、K氏に支払うべきものであるとして、平成14年2月12日高知地方法務局へ供託したものである。」と説明している。

2 監査委員の判断

「1 事実関係の確認」に基づき、次のとおり判断する。

(1) センターが本件の共同研究開発を行う契約締結等の行為については、事実関係の確認(2)のとおり、センターで行う業務の一環として、条例の趣旨に沿って実施されていることが認められる。

共同特許出願を行う契約等の行為については、事実関係の確認(3)のとおり、一定の資料に基づき弁理士と共同研究者も交え、特許相談を行ったうえで可能性を判断して決定されている。

事業化支援については、本件では、県を含めた関係者による開発会議などの協議を経て事業化が決定されており、県は事業化支援を行ったと認められる。また、一般的に、特許出願中の技術の事業化を行う時期は、特許登録の前と後いずれの事例もあることを踏まえても、事業者が主体的に判断すべきであると考えられる。

一連の行為の過程においては、意思決定や事務の手続きが十分であったとは認められない部分もあるが、上記のとおり、一定の手続きと判断資料等をもとに行われており、収集資料の不足や見通しの甘さがあったとしても、重大な瑕疵は認められない。

(2) 本件の監査対象とした旅費7件、18,983円及び平成14年2月12日に支出された補償補填及び賠償金63,000円については、上記(1)の意思決定を前提とした契約等に従って執行されたものであり、先行行為に重大かつ明白な瑕疵が認められない以上、当該支出を不当と言うことはできない。

従って、職員の賠償責任も生じないと判断する。

なお、補償補填及び賠償金63,000円については、本来、特許請求項の追加に係る出願費用として、平成10年6月8日の段階で県が支出すべきところ、共同出願人から損害賠償請求がされた後の3年以上経過した平成14年2月12日の段階で支出を行っていることについては、財務会計処理として不適切であったと言わざるを得ない。

また、今回の問題が生じたのは、既存特許の検索や類似製品等の市場調査への対応など、当初から、双方の役割分担が明確になされていなかったことが最大の原因であったと考えられる。

地場産業の育成強化は県政の重要課題であり、本事案を教訓に、今後は、研究開発にかかる諸手続の円滑な運用が望ま

れる。

